

衆議院 第九十六回国会 厚生労働委員会 議 録 第二十三号

平成三十年五月二十五日(金曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 高鳥 修一君

理事 後藤 茂之君

理事 橋本 岳君

理事 渡辺 孝一君

理事 岡本 充功君

理事 赤澤 亮正君

理事 穴見 陽一君

理事 井野 俊郎君

理事 大岡 敏孝君

理事 木村 弥生君

理事 小泉進次郎君

理事 後藤田正純君

理事 塩崎 恭久君

理事 白須賀貴樹君

理事 田畑 裕明君

理事 長尾 敬君

理事 三ツ林裕巳君

理事 池田 真紀君

理事 長谷川嘉一君

理事 吉田 統彦君

理事 白石 洋一君

理事 柚木 道義君

理事 中野 洋昌君

理事 浦野 靖人君

(政府参考人
厚生労働省労働基準局安 田中 誠二君
全衛生部長)

(政府参考人
厚生労働省雇用環境・均 宮川 晃君
等局長)

(政府参考人
厚生労働省政策統括官) 酒光 一章君
厚生労働委員会専門員 中村 実君

委員の異動
五月二十四日
辞任 足立 康史君 補欠選任 浦野 靖人君

同日
辞任 浦野 靖人君 補欠選任 足立 康史君

同日
辞任 大岡 敏孝君 補欠選任 上杉謙太郎君

同日
辞任 木村 弥生君 補欠選任 杉田 水脈君

同日
辞任 足立 康史君 補欠選任 浦野 靖人君

同日
辞任 上杉謙太郎君 補欠選任 大岡 敏孝君

同日
辞任 杉田 水脈君 補欠選任 木村 弥生君

同日
辞任 浦野 靖人君 補欠選任 足立 康史君

同日
辞任 浦野 靖人君 補欠選任 足立 康史君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
働き方改革を推進するための関係法律の整備に
関する法律案(内閣提出第六三三号)

労働基準法等の一部を改正する法律案(西村智
奈美君外二名提出、衆法第一七号)

雇用対策法の一部を改正する法律案(岡本充功
君外四名提出、衆法第一四号)

労働基準法の一部を改正する法律案(岡本充功
君外四名提出、衆法第一五号)
労働契約法の一部を改正する法律案(岡本充功
君外四名提出、衆法第一六号)

○高鳥委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、働き方改革を推進するための関係法
律の整備に関する法律案及びこれに対する田村憲
久君外三名提出の修正案並びに西村智奈美君外二
名提出、労働基準法等の一部を改正する法律案、
岡本充功君外四名提出、雇用対策法の一部を改正
する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案
及び労働契約法の一部を改正する法律案の各案及
び修正案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。
各案及び修正案審査のため、本日、政府参考人
として厚生労働省労働基準局長山越敬一君、労働
基準局安全衛生部長田中誠二君、雇用環境・均等
局長宮川晃君、政策統括官酒光一章君の出席を求
め、説明を聴取したいと存じますが、御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高鳥委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○高鳥委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。
この際、議員丸山穂高君から委員外の発言を求
められておりますが、これを許可するに御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高鳥委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○高鳥委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。
この際、議員丸山穂高君から委員外の発言を求
められておりますが、これを許可するに御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高鳥委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○高鳥委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。
この際、議員丸山穂高君から委員外の発言を求
められておりますが、これを許可するに御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高鳥委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

丸山穂高君。

○丸山議員 日本維新の会の丸山穂高でございます。
いただいた時間を五分と本当に短いので、
何より先に、修正協議でお約束している重要な答
弁、二つほど、しっかりといただきたいというふ
うに思います。

今回の修正で入った協議会の設置、これに関し
ては、地方公共団体への配慮から、どうしても努
力規定になっているんですけれども、これは法律
が施行した場合には、しっかりと国として設置に向
けて前に進めていただけないという認識でよろしい
でしょうか。大臣、お答えください。

○加藤国務大臣 修正について、最終的には、こ
れは国会の御判断ということになりますけれども、
も、今、地方版政労使会議というものがございま
すけれども、そうした成果も踏まえつつ、御提案
の協議会を通じて関係者がしっかりと連携を図つ
て中小企業の支援が行われていくように、我々
厚生労働省においてもしっかりと取り組まされてい
ただきたいと思っております。

○丸山議員 もう一つ。今回、修正案項に検討条
項が入っていますけれども、労働者及び使用者の
話合いの促進を掲げる今回の本法案、今後の検討
条項になっているんですけれども、これについ
て、しっかりと企業や事業所の労使が参画するよ
うな労使委員会、これの普及や活性化が本当に重
要な課題だというふうに思いますが、これは大臣
も同じような認識でよろしいでしょうか。

○加藤国務大臣 仕事と生活の調和、労働条件の
改善、均衡待遇の確保といった働き方改革の取組
を進めていくためには、事業場の実情を踏まえた
労使の話合いを促進していくことは大変重要だと
認識をしております。

こうした話し合いを効果的に進めていくためには、常設された労使の協議機関、労使委員会あるいは労働時間等設定改善委員会において、職場の実情に応じた話し合いを重ねることが効果的でありまして、この二つの法定委員会には、委員の半数以上が労働側である、また、議事録が作成、保管しているなど一定の要件が課されている一方、その要件を満たせば、その決議をもつて、労使協定の締結や届出等の手続が軽減されるといった機能も認められるわけでありまして、御提案を含めて、より幅広い企業や事業場において、こうした委員会の機能が十二分に発揮されるよう、法令の周知や企業への助言にも努めていきたいと考えております。

○丸山議員 最後に、時間がありませんが、この法案の修正を提出された提出者の方にお伺いしたいんです。

この提出した意義、ここについて改めて浦野議員、お答えください。よろしく願います。

○浦野委員 今回の修正案については、先ほどの御質問にあった、労働条件の改善等の施策の実施に關し、中小企業における取組が円滑に進むよう、関係者により構成される協議会の設置など、連携体制の整備に必要な施策を講ずることを国の努力義務としていっております。

政府が改正後の法律の規定について検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて労働者の職業生活の充実を図ることを明記することのほか、高プロについて、本人同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とすること、事業主が他の事業主との取引を行う場合に配慮をするように努めなければならないこととして、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないことを明文化しております。

日本維新の会としては、働き方改革法案は必要なものであると考えております。

これらの法律を規定することにより、高プロにおいても、同意を撤回できることが明確になるとともに、労使委員会の決議に当たり、労使双方で

同意の撤回について必ず議論がなされることになります。また、人手不足が深刻な中小零細企業においても、働き方改革に関する取組が推進されることになるものと考えております。

○丸山議員 ありがとうございます。

これで、採決を目指していくに当たつての大事なピースがはまったと思います。この間、修正協議に御協力いただきました全ての方に感謝申し上げます。

今国会も、本当に今までひどかった。いつも反対の方ばかりいるのはともかく、自分だけゴールデンウィーク、十八連休、十九連休しておきながら、ここに来て審議時間が不足しているとか、そんなおかしな、笑止千万なことを言っているんじゃないかと、しっかりと仕事をしていく、大事だと思ひます。働き方改革で死人が出ると言ひながら、遅い通告とかヒアリングとかで、霞が関の役人に過酷な残業を強ひている。これは本当に誰なんですか。

朝から、採決動議を出すのかと言われますが、大丈夫です。もう既に質疑終局、採決までここに書かれています。しっかりと予定どおり、まさか、委員の中でプラカードを掲げたりされる方はいないと思ひます。また、大臣不信任が出たとしても、しっかりと否決して、予定どおり採決に進んでいただけますようお願い申し上げます。私、丸山穂高の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○高橋委員 次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 日本共産党の高橋千鶴子です。冒頭、昨日の本会議で、高橋委員長長の解任決議案、我々が出したものが否決されましたけれども、その翌日の委員会でも、まさかの委員長職権、しかも、採決までセツトで提案をされたこと、強く抗議をしたと思ひます。

けさの理事会でも、野党が求めていた資料が新たに出来まして、指摘をされていたデータの誤りがまた新たに出てきた。これをそのままにはできないんです。議論の出発点だと何度も言つてき

たではありませんか。

改めて、その分の時間をきちんとし、きょう、もう委員長が一時間半とセツトしてしまひましたけれども、引き続き協議をやるべきだ、審議をやるべきだということを委員長に願ひします。

○高橋委員 後刻、理事会で協議します。

○高橋千鶴子委員 では、質問します。時間が限られていまして、答弁も簡潔に願ひします。

まず、水曜日の続きみたいなのですけれども、高プロの労働者の健康管理時間が所定内労働を上回る部分、これが月百時間を超えたときに医師の面接指導を義務づけるということを書いていまして、これは百時間と書いていないんだけれども、省令に落とすということだと思ひます。

それで、健康管理時間は、普通に考えて、実労働時間より長いわけですが、なぜ百時間としたんでしょうか。

○加藤国務大臣 その点につきましては、平成二十七年二月十三日の労働政策審議会の建議において、一週間当たり四十時間を超えた場合の健康管理時間が一月当たり百時間を超えた労働者を面接指導の対象とすることが適当とされております。これを踏まえて、今後、省令の内容は検討していきたいというふうに思ひます。

○高橋千鶴子委員 なぜ百時間にしたんでしょうか。と聞いたんですが、今のは、百時間も決まってい

ないという意味ですか。

○加藤国務大臣 そうした建議があるわけであり

ますけれども、具体的な時間については、省令の内容については、今後、労働政策審議会での議論も踏まえて検討していくことになりまして、

○高橋千鶴子委員 大臣、この間、私の質問に対して、どうやってチェックをするんですか、監督署

がチェックするんですかと言ったときに、健康管理時間が百時間になったら医師の面接指導をやる

と答弁されたじゃないですか。

○加藤国務大臣 ですから、建議でそう書いてあり

まして、基本的にはその線において検討する、それをベースに検討するというところで申し上げておりますが、この法令の建前、たてつけからすれば、その省令の内容は、今後、省令において定めるといふことになっているわけでありまして、

○高橋千鶴子委員 安倍総理が来たときも、これは、高プロは強い健康確保措置をやるんだ、これまで以上にやるんだと言ひましたよ。だけれども、その百時間すらもちゃんと答えられない。それで、どうして強い確保措置だなんて言えますか。

第四十一条の二、五号で、健康確保措置を、四つのうち、いずれかを講ずることと書いています。その中の口の部分、一月又は三月についてそれぞれ厚生労働省令で定める時間を超えない範囲内とすること。言つてみれば、健康管理時間の上限という意味だと思ひます。何時間になりますか。

○加藤国務大臣 今の委員の御指摘は、高度プロフェッショナル制度において、労使委員会で選択して決めていただく健康確保措置、これは四つじゃなくて、その次のレベルでありますけれども、一つとして、健康管理時間を一月又は三月月について厚生労働省令で定める時間を超えない範囲とするという措置、これが規定をされております。

その具体的な中身については、平成二十七年二月十三日、労働政策審議会の建議において、「法案成立後、改めて審議会での検討の上、省令で規定することが適当」その審議に当たつては、各企業における現在の健康確保措置の取組実態も十分踏まえて、対象労働者の健康の確保に十分留意することが適当である」とされております。

これを踏まえて検討していくことになると思ひますけれども、一つの議論としては、今回設ける時間外労働の上限、半月百時間未満、複数月八十時間、これは議論の一つの出発点になるものと考えております。

○高橋千鶴子委員 これは絶対、考え方を示さないのはおかしいんです。

今、百、八十は一つの考え方だとおっしゃいました。やはり、確保措置の選択の中にある例えば

インターバルも、あるいは今私が指摘した上限も、当然やるべきだと思います。ただ、はっきり言って、これは選ばないだろうなと思うんですよね。選べと書いた、だけれども、選べと書いた以上は省令で示す必要があります。

百時間、医師の面接という基準がある。実労働時間でいえば、間違いなく過労死ラインである。高プロだからといって、そもそも、過労死ラインを飛び越える基準を省令でつくることは考えにくいですが、どうですか。はっきり考え方を示してください。

○加藤国務大臣 今の御質問のあった、健康管理時間の上限ということでありましょうか。(高橋(千)委員「はい」と呼ぶ)それについては、今申し上げたように、その上限、それも当然踏まえながら議論することになると思います。

○高橋(千)委員 踏まえながらということ、ちょっと曖昧ですけども。

つまり、高プロだからといって、通常の方たちよりも長い上限があるということはありません。すよね。それはどうですか。はっきりおっしゃってください。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、各企業における現在の健康確保措置の取組実態も踏まえつつということですから、さまざまな観点から議論していただくということになります。ただ、今委員からお話がありましたように、今回、時間外労働の上限も求めています。これは労働時間でありまして、一方は健康管理時間、その差はありますから、その辺も含めて議論されることになると思います。

○高橋(千)委員 さっぱりしないですすね。健康管理時間という概念の曖昧さは、これまでも、裁量労働制でも指摘されてきました。

NHKが昨年、元記者、佐戸未和さんの過労死認定を公表したことを受けて、記者を裁量労働制に切りかえるとともに、専門業務型裁量労働制に対する四段階に分けた健康確保措置を決めました。これは指摘を受けてまた見直しをしているわけ

ですけれども、ちょっとびっくりしたんですね。

第一段階として、月三百二十時間を超えて注意喚起、自己診断。自己診断ですよ、注意喚起。でも、健康管理時間が三百二十時間と言われても、ぴんとこないですすね。実労働時間より長いと言っているわけですから、長いんだか低いんだかわからない。これは所定内労働時間も入っているから、週四十時間から換算すると大体月百八十時間くらいかなと思うんです。未和さんが亡くなる直前の拘束時間は三百四十九時間でしたから、結局、見直しをした確保措置でもオーバーして、助けられないものを平気で出してきたんですね。

第二段階は月三百五十時間。第三段階は月三百七十時間又は二月で七百時間超。

時間外労働が現実として多いから、いかに健康確保措置といっても、そこに照準を合わせたということになるのかな、そう言わざるを得ません。高プロは、面接さえすれば何百時間でもよいのでしょうか。

○加藤国務大臣 今委員が言われたのは、NHKの事例、第一ステップ、第二ステップということなんだろうと思いますが、ちょっとそれについては、コメントは控えたいというふうに思います。

この面接指導については、最終的には省令に落ちているわけでありまして、最終的には省令に落ちているわけでありまして、今、建議では百時間という一つの目安を明示されているわけでありまして、その段階で面接をし、そして、必要があれば医師から指導等を行っていく、そして、その指導等において事業主側もそれに対応していく、一連の措置を決めていただいているところでありまして。

○高橋(千)委員 聞いたことに答えていないんです。さっき言った、上限を聞きませんでしたけれども、それを選べとは限らない。私、多分選ばないだろうと思います。

そうすると、残るは、百時間過ぎたら医師の面

接指導というだけなんです。でも、面接指導をやったら、またその後、百時間、何百時間でもよいということになりますか。上限を決めない以上は、これが許されることになりませんか。

○加藤国務大臣 今の、だから、面接指導についてという御質問でお答えさせていただいたんですけれども……(高橋(千)委員「違うでしょう、面接さえすれば何百時間でもよいのか」と聞いています)「はい」と呼ぶ、ですから、面接指導ということ、面接指導を行った結果として、その対象の働き方の状況に応じて、その面接指導を行った産業医あるいは医師の方が必要な対応をとっていく、こういうことになるわけでありまして……(発言する者あり)いや、ですから、その状況に応じてそこは判断するということになるわけでありまして。(高橋(千)委員「違うでしょう」と呼ぶ)

いや、ですから、具体的な時間という、もちろん、先ほどから御議論させていただいているように、百時間ということで、省令で決めたとしたことを前提に話をさせていただきましても、そのうした対象労働者に対しては、本人の申出にかかわらず面接指導を行い、そして、その状況に応じて、もちろん、時間等も考えながら、その本人の状況、その状況を踏まえて必要な対応をとっていくということになります。

○高橋(千)委員 対応を聞いているんじゃないやありません。上限を決めていないんです。そうでしょう。選ばなかったら、上限がないんです。そうすれば、面接を一旦受ける、何らかの指導をするでしょう、血液検査をしようとか言うかもしれない。だけれども、上限はないんです。何百時間でもよいのですかと聞いています。

○加藤国務大臣 ですから、その状況に応じて、医師から、例えば職務をかねた方がいい、あるいは時間に制約を設けた方がいい、さまざまな指示が、状況に応じて、あるということでありまして、それから、それに対して事業主は対応していく、こういう姿勢でありまして、だから、委員御指摘のように、百時間を超えたらということではなくて、医

師においては、その状況、時間というのいろいろな判断の一つの要素ではありますけれども、最終的には、その相手の状況を見て、今申し上げた対応を、必要な対応をとっていく、こういうことになっているわけでありまして。

○高橋(千)委員 高橋千鶴子君、質問を続けてください。(発言する者あり)速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高橋(千)委員 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。産業医が面接指導を行った後のプロセスを申し上げれば、事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聞く、そして、事業者が産業医の意見を踏まえて必要な措置を講ずる、そして、先ほど申し上げた、その人の状況に応じて、職務を変更する必要がある、あるいは時間内に制約を設ける必要があるということになれば、今のようなプロセスになり、さらに、今回新たに、事業者が産業医に措置内容を、こういう措置をとったということを情報提供をする、そして、措置状況を確認した産業医が労働者の健康確保に必要であると認める場合は事業者が健康確保、そして、これも新しい、新規に設けられた措置でありまして、事業者が産業医の報告内容を衛生委員会に報告する、こういう仕組みになっております。

その上で、衛生委員会というのは、御承知のように、労使が入った形になっているわけでありまして、そうしたプロセスにおいて、産業医におけるこうした指導等が実効性を持つような仕組みとさせていただいているわけでありまして。

○高橋(千)委員 実効性を持つ仕組みではなくて、きちんと修正してください。そうでなかったら、担保ができません。そのことをちゃんと答えてください。

私、大臣が何度も答弁をして時間をとったので、もうあと一問しか聞けませんから、そのときに一緒に答えてください。

資料にあります、この間から私が質問している、見直しをしたデータのあれで出てきた、法定時間外労働の実績、新技術、新商品等の研究開発の業務、これは、今も法定時間外労働の除外になつてゐる業務が一体この法定時間にどれだけおさまつてゐるのかねという話で、五割程度なんですね。

だけれども、これは、今度は高プロの対象になるんですよ。高プロの対象になる。ということは、それは全部がそうならないかもしれないけれども、年収が低い人もいるでしょう。だけれども、五割がおさまつていないんです。それがわかつていて高プロに入れる、入れることもあり得る、それはおかしいじゃないですか。

もともと、法定時間を超えていることがわかつてゐる、そういう業務を、高プロで、規制もない、割増し賃金もない、そういう世界に入れていくのは絶対だめなんです。これを調査するべきではありませんか。

○加藤国務大臣 済みません、最初の質問の撤回するという意味がちょっとあれだったんですけれども、今、二問おつしやつて、最初の二問、ちょっとそこを受け取れませんでした、後段の部分について申し上げさせていただきますと、確かに、今回の精査した結果、委員のおっしゃるような数字が変わつたところはそれとおりであります。

これは、ただ一方で、そもそもこの議論というのは、研究開発業務をそもそも労働時間の規制の外にするかしないかという議論の際に提供された資料だというふうに承知をしておりますけれども、高度プロフェッショナルについては、先ほど委員もお話ありましたように、どういふ業種にするかということもこれからの議論であります、加えて、収入とかそうした、あるいは画面によつて職務を明確にしていく、あるいはもともと業務を限定していく、そういう要件を課してゐるところであります、また、この数字は、長時間労働要するに残業を入れた結果の数字も入つてい

るわけでありすけれども、高プロの場合には、そういったものは基本的には対象にならず、もともと支払いが、確実に支払われることが見込まれる賃金ということでその数字を決定してゐる、そういう相違がございますので、ストレートに比較できるものではないというふうに思います。そういった点も含めて労働政策審議会で御議論いただいた結果、こうして出させていたいただいたことでもあります。

○高橋二十委員 長時間労働がもう最初からわかつてゐるんだ、それを、残業代がない、時間規制がない高プロの世界に入れていいんですかと聞いています。

○加藤国務大臣 ですから、今申し上げた統計というのは、残業時間も含めた数字が入つてゐるということが一つ。

それから、今委員も最初の御質問でおつしやつたように、全てが対象にならずに、さまざまな要件を設け、そしてさまざまな御懸念もございまして、先ほど議論になりました健康確保措置等も、今回、通常に比べてより強いものを入れさせていたいただくことによつてそうした懸念の解消等に努めていく、こういう仕組みになつてゐるわけでありす。

○高橋二十委員 全く納得できません。

健康確保措置もまともに答えていません。せめてそれを法律に書き足すとか、そのくらいのことをやつてくれなければ、到底認められません。

審議を引き続き行つていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

○高島委員長 次に、西村智奈美君。

○西村智奈美委員 西村智奈美君。

けさの理事懇談会で、きよの午前中の質疑をもつて質疑終局、そして、この委員会でも働き方関連法案の採決、これが提案をされ、野党が反対する中で委員長が職権でそのことをお決めになりました。とんでもないことです。

私たちは、この間、さまざまなエビデンス、それをもう一回きちんとしてほしい、そして、それ

が信頼に足るものだという説明を厚生労働省からしていただいた上でないときちんとした議論ができません。そしてまた、高度プロフェッショナル制度については本当に多くの問題があります。先ほど、高橋委員が、その時間をどうやつて管理するのか、一体、本当に産業医がそういった労働時間の規制までできるのかという観点からも御質問をされました。

私は、この高度プロフェッショナル制度、やはり導入してはいけない、この間、議論を聞きながら改めて強く思いました。

過労死の御家族の皆さん、本当に連日、毎日、この厚生労働委員会に傍聴に來られて、過労死をなくしたい、もう大切な家族の命をなくすのは自分たちだけで十分だと、本当にそれを食いとめるために高度プロフェッショナル制度を導入しないでほしい、そのことを強く願つて毎日毎日の厚生労働委員会に足を運んでおられるんです。

なくした命は返つてきません。高プロを導入して過労死が出たら、一体、誰が責任をとるんですか。加藤大臣、あなたですか。私は、加藤大臣がここで英断をもつて、高プロを削除する、こういうふうに言つていただきたい、こういうふうに改めて思いますが、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 高度プロフェッショナル制度の必要性については、これまで申し上げておりますので、もう重ねて申し上げませんが、加えて、高度プロフェッショナル制度においては、長時間につながるのではないかと、こういう懸念もちらんお示しをいただいている中において、まず要件を課して、そしてその上で健康確保措置等を講じることによつてそうした御懸念にも対処し、本当に真にそうした自律的に働いていただける方、そういった方がそうした環境をつくることによつてより創造性の高い仕事をしていただける、そういう環境をつくつていこう、こういう趣旨でございます。

○西村智奈美委員 撤回しないということですね。

大臣は、過労死の御家族の会の皆さんとも面談をされましたよね。そこでどういふお話を聞きましたか。高プロを削除してほしい、長時間労働を是正してほしい、そういうふうにお話をされたんではないですか。大臣はその話をどういふ気持ちでお聞きになつてゐたんですか。私は、その話を本当の意味で受けとめていたら、高プロはやはりやめよう。自律的な働き方、それは例えば、今でいえばフレックス制、それから規制をきちんと強化した上での裁量労働制、こういったもので十分対応は可能なんです。そのことを検討せずして高プロありきで議論が進んできた、このことに私は厚生労働大臣としての資質を大変強く疑うところでもあります。

そして、けさ、理事会で本当に衝撃のデータ、資料がまた配付されました。本当に驚きました。

平成二十五年度労働時間等総合実態調査に係る精査結果、もともとは一万一千五百七十五件であつたデータの中から、異常があつたということで、二月の段階で裁量労働制に係る一千五百二十六件のデータが削除されました。その後、異常値が見つかったということで、九百六十六の事業場のデータも削除されました。

その削除されたデータ、これは二割のデータが削除されたんですけれども、残りの八割のデータを私たちがもう一回見直したら、残つてゐる数字の中にもおかしいものがあるということ、これを長妻委員が先日質問をされました。また、その後、尾辻かな子委員も質問をされました。

尾辻委員の質問、大臣も覚えておられますよね。そこに山越局長がいて、山越局長も答弁をされてゐたんです。

つまり、何だつたか。五六八四事業場と五七〇〇と通し番号のついてゐる事業場の、一日、一週、一カ月、一年の時間外労働の時間が全て同じだつた、こんなことあり得るんですかといつて尾辻委員は質問をしたんです。そうしたら、山越局長は、理論上あり得ますと言いました。本当に、

どんな理論かと思うんですよ。加藤大臣も同様のことを質問されましたけれども、精度が一定程度上がったと言つて、それ以上のことはお答えにならなかった。

つまり、厚生労働省そろつて、このデータはもう本当にこれでいいんだと、これで終わりにしようということがありだつたわけですね。

ところが、けさになつて、異なる通し番号でデータが全て一致している六件について、実は、コピーが混在していて、同一の調査票を二重に集計していたというこのデータ、けさになつて出てきたんですよ。

あり得ない。何回目だと思つていらっしゃるんですか。こんなデータでどうやつて議論しろというんですか。

そして、私たちがこのデータの精査のために費やした質問の時間、どれくらいの時間になるとお思いですか。それに対する答弁もいかげんだった。だから、余計に質問時間を費やさなきゃいけないかつたんです。少なくとも、この前の尾辻委員の質問時間は返していただきたい。少なくともです。

そして、訂正後の集計結果は、全事業場が一万八百六十三事業場であつたものが、今は九千七十七事業場になつてゐるんですよ。

大臣、これは、もう一回データを、原票に当たつて、もう一回もとから精査をし直してください。それが終わらなければ、採決などできません。

けさになつて、また誤つたデータが出てきた。これを出発点として労政審の議論が始まつて、閣議決定されて、今ここで法案審議されている。その法案の採決の前に、もう一回データの精査をやり直してください。

○加藤国務大臣　まず、西村委員から家族会のお話がありました。家族会の皆さんからは、高プロの問題、それからもう一つは、長時間労働は正で百時間未満とすることに對する大変強い懸念もお示しがありました。そして、それについては、そ

れぞれ必要性等、ここでもお話をしていることを申し上げさせていただいたところでございます。

それから、今の件については、異なる通し番号にもかかわらず一致しているものがあるという指摘がございました。そして、それについて改めて、そうしたものがほかにないかということを確認して、六事業場について二重に集計されていることがあつたということでありまして、そうした事態になつていきますことは、改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

ただ、それについては、今回の精査においては、もともと、原票と私どもが打ち込んだ電子データについてのチェックをし、突合作業をし、その上で、修正したデータにおいて論理チェックの作業をしたというプロセスでありますので、そこについての問題というよりは、その以前に関する問題だつたということで、そこを想定していなかったことは我々も今後は反省していかなければならないというふうに思います。

その上で、今お出しをさせていただいたデータを見ても、中小企業における時間外の割増し賃金の適用について、あるいは罰則つきの長時間労働の規制についてのその必要性については何ら変わるものはない、こういうふうにご考慮しております。

○西村(智)委員　大臣、答えてください。私は、もう一回、原票に当たつて、データの精査、調査をやり直していただきたいというふうに申し上げます。これをやるつもりはないということですか。

○加藤国務大臣　ですから、今回の問題は、私どもが精査させていただいた電子データと原データのチェック、そして、それによつて修正されたデータにおける論理チェック、この範囲の外で実はあつたわけでありまして、もともと原データの中にそうしたコピーをとつたものが混入をしていたということでありまして、そこをきちんと整理できていなかったということは、我々は反省をしていかなきゃいけないと思ひますけれども、精査したプロセスにおいて、何らあれがあつたわけ

ではないということ、改めてそこを精査するということは考えておりません。

○西村(智)委員　もう本当にむちゃくちゃで、言葉がありません。

精査した後の話を言つていられるのではなくて、私は、もう底なし沼じゃないですか。これで大丈夫だと思つて、新しいデータが出てきた、これが本当なのかなと思つたら、また違うデータが出てくる。こつちが、もうちよつと、じゃ、これについてはチェックしてくださいと言つたら、また違うデータが出てくる。そして、この同じ事業場のものが二枚混在していたというのは、尾辻委員が先日質問して、そのときに、理論上はあり得ると言つていた。理事会でも、担当者が来て、十の十二乗分の一の確率ですけども、ゼロではありませんと言つていたんですよ。本当に、こういう形で、私たちは何を信じたらいいのかわからないですよ。

この精査結果に基づいて、これは長妻委員からの要求で、労政審や国会、それから政党内提出された二次加工データ、これもやり直してほしいということを要求しておりました。先日出てきた資料は、十二件だつたでしょうが、そのデータが加工されて労政審に提出されたものがあつたということ、一週間前の精査データをもとに二次加工データを直しましたといつて、またこれも提出をされたんですよ。

大変不親切な提出方法でして、新旧の対照がわからないように出てきたんですよ。朝九時に出てきたその資料を高橋委員が短時間で見て、精査前の加工データと精査後の加工データで物すごい時間の乖離があるということを見つけて、そのことも質問をいたしました。

私、今回、また六件の事業場のダブリが出てきましたでしよう。もう一回、二次加工データ、やり直してもらえませんか。そして、この新旧対照表も、改めて出し直してもらえませんか。お願いいたします。

○加藤国務大臣　労政審に出したクロス集計等のデータ、これは一緒に出させていたでいていというふうには承知をしていますが、(西村(智)委員「これね」と呼ぶ)いやいや、それじゃなくて、今出させていたでいた、もともと最初に出したデータのいわば再々修正したものと、加えて、労政審にクロスで出させていたでいた分析のデータ、これも出させていたでいていというふうに承知をしております。理事会の方に出させていたでいていしております。

○西村(智)委員　じゃ、早目にわかつていたということじゃないですか、事業場のダブリがあつたというところ。そうでなければ、こんなにきれいに、一緒に、精査結果、精査後のクロス集計のデータが出てくるわけじゃないでしょう。事業場のダブリがあつたということをおわかつていたんじゃないですか、それだつたら、いつわかつたんですか。

○加藤国務大臣　きのうの時点で六カ所というところがわかり、それを抜いて、いわゆるコンピューターを回したという言い方をさせていただければ、そういう形で出させていたでいた。それが、それぞれの職員が、ある意味で徹夜の方もおられたと思ひますけれども、そういう形できょうの理事会に出させていたでいたということでありま

す。

○西村(智)委員　六件はきのうわかつた。それで、きのうから作業し始めて、そしてけさきれいにこのように製本されて、みんなカラーで、新旧と上と下にきれいに製本されて出てきているんですよ。

もつと先にわかつていたんじゃないですか。一件目はいつわかつたんですか。

○加藤国務大臣　たしか、尾辻委員からそういう質問があつて、そしてその後、中で調べた結果と

して、都合六件、いわゆる電子データ上同じものがあつたというものが六件あり、それをもう一回チェックしたら、それはダブリがあつたということを確認した上で、その六件を抜いた作業をさせていだいて全体の資料を、今委員お手元の資料を出させていだいた、こういうことであります。

○西村(智)委員 おかしいですね。長妻委員がクロス集計のやり直しをしてくれと言ったときは、何だかたしか、時間がかかると言つて、すぐ出てこないような理事会での報告だったんですよ。ところが、今回は、六件の、すぐ入れて、きれいにやつて、こうやつてすぐ出してきた。きよりの採決を、その不当さを薄めるように、きよりに間に合わせて出してきたんじゃないか、私はそういうふうに疑つております。

大臣、もういいです。もういいです。こんなむちゃくちゃなデータを次々と出してきて、それで国会に議論しろというのは、これは本当におかしい。

与野党ともに、ここは怒らなきゃいけないところじゃないですか。野党がこの間ずっと追及してきて、データがおかしい、裁量労働制のデータもおかしい、このことを追及して明らかにしてきました。与党の皆さんだって、実は、心の中では、こんなむちゃくちゃなデータやつてきて本当にどうなんだと思つていますよね。一緒に怒つてくださいます。そして、こういう状況ではとも採決なんかできないということを、一緒に声を上げてくださいます。

きよりの採決ありき、ここに目がけて、高島委員長も委員会を進めてくれました。そして、厚生労働省も、データを捏造して、隠して、そして改ざんして、提出を時にはおくらせたり、時には早めたりして、本当に、私たち、翻弄されました。こんな状況で、もう審議などできません。

加藤大臣、あなたは不信任です。不信任決議案を提出いたしました。委員長、確認してください。

○高島委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高島委員長 速記を起してください。この際、暫時休憩いたします。

午前九時四十七分休憩

午後四時四十二分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。西村智奈美君。

○西村(智)委員 立憲民主党の西村智奈美です。大臣、改めて、私はこの委員会で働き方改革関連法案の採決には反対です。

過労死の御家族の会の皆さん、まだ安倍総理との面談を果たしてはおりません。きちんと安倍総理に面会したいという意向は伝わったようではありますけれども、その後の返答がどうなのか。安倍総理が本当にお会いになるつもりがあるのかどうか。やはり御家族の皆さんは、家族を過労死で亡くしたからこそ、言いたいことが、かけた言葉があると思うんです。それを語る場をぜひつくつていただきたい。そこから改めて、採決の話は仕切り直していただきたい。こういうふうに思いますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 もうあえて申し上げるまでもなく、採決等々、委員会の審議については、私からとやかく申し上げることは差し控えていただきたいというふうに思います。

それから、その上で、きのう、たしか、総理が入られて、ここでも議論をさせていただきました。その上で、過労死に対しては、二度と起こさない、これにしっかりと取り組んでいかなきゃならない、しかし同時に、今この法案の責任といますかは私の方でやつておりますので、私の方で話を聞かせていただく、こういう対応であつたというふうに承知をしております。

○西村(智)委員 加藤大臣にお話を聞いていたとしても何も変わっていないから、だから総理に会

わせていただきたいというのがお気持ちなんですよ。

加藤大臣は、家族会の皆さんとお会いになって、何を感じたんですか。何を考えたんですか。高度プロフェッショナル制度について、問題はやはりあるというふうにはお感じにならなかったですか。どうですか。

○加藤国務大臣 私も、家族会の方とお話を、当初の時間を更に延長していただきながら話を聞かせていただいたわけでありまして、その中で、過労死ということにおいて、御本人の無念な思い、そして残された家族の悲痛な思い、そういったことも聞かせていただきました。

そして、この高プロと同時に、午前中にも申し上げましたけれども、長時間労働の罰則につきについても、百時間未満という水準についてはいかがなものかという、これに対しても大変強い御懸念もいただきました。

それに対して、それぞれ、高プロに対する必要性と、そして、その中でどういう措置を講じているのか、また、百時間未満についても、御懸念という部分、それはそれなりに受けとめながらも、今回初めてこうした上限付きの罰則が入るんだ、こういうお話をさせていただいたように記憶をしております。

○西村(智)委員 私は、加藤大臣が過労死の皆さんの御家族の話を聞いてどういうふうにお考えになりましたか、お感じになりましたかということ伺つております。どういうふうにお話しになったかということはお聞きしております。どういうふうに考えましたか、過労死された皆さんの御家族の皆さんの声を聞いて。

なくなつた命は戻つてはきません。そして、裁量労働制であつた方は、一般労働者の方よりも、より実労働時間の認定、真の労働時間の認定が難しく、寺西参考人も、労災申請から認定までに何年もかつたという方の例を幾つもお話をされました。加藤大臣は、これをどういうふうにお考えになりましたか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げた、思いを受けとめさせていただいて、これまでも申し上げせていたとおりでありますけれども、過労死、こうしたことを二度と起こさない、そのためには長時間労働の是正にしっかりと取り組んでいく必要があると。

それから、今お話がありました、労災事案の立証に対して大変御苦勞された、こういうお話は承つたところであります。これに対しても、私どもとして、申請が行われた場合については、それぞれ、単なる記録だけではなくて、実際の状況あるいはいろんな話も聞かせていただきながら労災認定に当たつているところでありますけれども、そうした方々の思いもしっかり受けとめながら、この労災認定の作業についても適正にしっかりと取り組ませていただきたい、こういう思いを持つたところであります。

○西村(智)委員 その思いを受け取られたのであれば、大臣がとるべき行動は、法案の中から高度プロフェッショナル制度を削除することではありませんか。

スーパージョー制です。労働時間は管理しなくてもいい仕組みです。時間と賃金が連動しない仕組みが、初めて労働基準法の中につくられちゃうんです。つくられちゃつたら、どうやつてその人の働いている時間を管理することができんのですか。

この委員会でも、本当にいろんな議論がありました。健康管理時間からどうやつて真の労働時間を算出するのかとか。あるいは、四週間のうち四日間休ませたら、あとはずっと二十四時間ぶつ続けで二十四日間働かせてもいい仕組みではないかとか。そして、それぞれの成果のはかり方についてはそれぞれの企業の裁量によつて任されているとか。時には、産業医が時間についても指導を行うとかいふふうには大臣はその都度その都度口頭で、まあ、国会での質疑ですから、それは答弁はちゃんと議事録に残りますが、その都度その都度口頭で、そういった高度プロフェッショナル制度

に対する懸念点について、そのときの答弁をされる。しかし、法律の中には全然担保がないじゃないですか。労災認定すらされなくなってしまういます。

そして、業務の内容も本当に曖昧。年収の要件も、私は、これはアリの穴で、だんだん引き下がってくるおそれが極めて大きいと思います。対象業務も、幾らだつて広げることができる。それは、この委員会の質疑の中でも明らかにしました。

大臣、こんなゆるゆるの仕組みで、高度プロフェッショナル制度というものを労働基準法に書かないでください。もつと労働者の声を聞いて、そして、逆に裁量労働制の規制を強化するとか、そういう方向に向かっているのが厚生労働省の役目なんじゃないですか。大臣、いかがですか。(発言する者あり)

○加藤国務大臣 いやいや、高度プロフェッショナルについて……(西村(智)委員「そうです」と呼ぶです)ね。いやいや、ちよつと違ったことをおっしゃったので、済みません。

高度プロフェッショナル制度については、その都度その都度つて、それは、御質問があれば、それに対して、現在の法律、そしてこれから考えている省令等での考え方、そのベースとしては建議等においても書かれておるわけですから、その点を踏まえて御説明をさせてこさせていたいただいたということでもあります。

具体的には、もう何回も何回も申し上げておりますけれども、高度プロフェッショナル制度の場合には、業務について、成果と時間との関係が高くない、そして、中身については、もちろん、省令で書かせていただく。それに加えて、書面等による合意に基づき職務が明確に定められていること、また、いわゆる年収要件についても記載をさせていたいただいて、平均給与額の三倍を相当程度上回る水準以上であるということ、これは法律上の要件になっているわけでありまして、その上で、働く方の健康確保措置等々についても、さまざま

仕組みを設けさせていただいている。これはこれまで申し上げていますから重複は避けさせていただきますけれども、そういった仕組みを提案させていただいている、こういうことであります。

○西村(智)委員 総理は、高度プロフェッショナル制度を削除するつもりはないというふうに、この前の総理入り質疑のときに明確におっしゃいました。大臣も、削除するつもりはない。

この間、私、厚生労働大臣の答弁を聞いていて、これって本当に厚生労働委員会かなと思ふときが時々あるんですよ。

それは何かというと、今後、日本の産業構造とか労働生産性の向上のためとか、それを目的にして法律を制定するんだ、法改正を行うんだというような答弁がしばしば聞かれるんですね。私、それって、例えば、経済産業委員会で経済産業大臣が、日本の今後の産業構造あるいは生産性の向上とかそういうことをおっしゃるのであれば、まだわかるんです。だけれども、厚生労働大臣は、労働者の権利を守って健康と命を守る、そのための制度や政策をやるとというのが加藤大臣の責務だと思ふんです。だけれども、どうも、そういう種類からの話ばかりではない。

加藤大臣、日本再興戦略で言われていたあの高度プロフェッショナル制度の議論を聞いていて、本当にこれで労働者の権利や健康が守れるというふうにお考えになったんでしょうか。私は、どうも、官邸から言われて、高プロをつくれというその仕事だけを請け負って大臣がやっているように見えます。そして、それは、大臣が以前は担当大臣として取り組んできたテーマでもあったわけでありまして、ですから、日本再興戦略で言われていたこと、あるいは加藤大臣が厚生労働大臣につく前に取り組んでいたこと、それは、労働者保護という厚生労働省の業務とはなじまないところ

が非常に多いんですよ。その中でつくられようとする高度プロフェッショナル制度が危ないというのは、これは多くの人たちが持つて当然の感覚なんじゃないですか。

厚生労働省がござつてそれをやろうという姿勢も、私は理解できません。労働基準監督署が、人員不足で本当に頑張つていろいろ監督しておられるんだろけれども、なかなか監督に入つても違法行為を見抜くことができない。その中で高プロなんかつくつたら、一体どうなりますか。

高プロをつくつて問題が出たら監督するんだ、大臣、そういうふうにおっしゃるけれども、じゃ、何をもちつて、何の基準をもつて監督できるんですか。労働時間は基準にはならないわけですよ。人が死なないとわからない、そういうふうな声も今ありました。そういうことになるんじゃないですか。

○加藤国務大臣 まず、委員から厚生労働省あるいは厚生労働大臣の役割についてお話がありまして。

厚生労働省設置法第三条、ここを申し上げれば……(西村(智)委員「いい、いい」と呼ぶ)いやいや、ここに明確に書いてあるわけですよ。

そこには「厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とする。」というふうな明確に規定されているわけでありまして、委員御指摘のように、労働者の働く環境の整備をするということももちろん役割でありまして、同時に、職業の確保を図っていくという観点から、今、これまでも申し上げておりますように、どんな我が国を取り巻く経済、産業の環境が変つていく中で、それに即応し、次の時代に対応し得る状況をつくつて、そして職業や雇用の確保を図っていくということも、これは厚生労働省としての一つの役割だというふうに考えるわけでありまして。

それから、取締りについての……(発言する者あり)

○高島委員長 御静粛に願います。

○加藤国務大臣 それから、取締りについてのお話がありました。

話がありました。

これは、高度プロフェッショナル制度についてそれぞれ規制があるわけでありまして、その規制に違反がないかどうか、あるいは、さらには事業主の安全配慮義務が、果たしているかどうか、こういった観点から、監督署が行っている過重労働防止対策の一環として、労使で職務内容の見直しを検討するよう求めるなど、助言指導、そういったことも想定をしているところでもあります。

○西村(智)委員 高度プロフェッショナル制度で規制違反があったときに監督に入れるんだという答弁でしたけれども、何をもちつて、じゃ、規制違反だというふうな判断できるんですか。

時間も管理できない。それから業務も、まあ、これから省令で書くのかもしれないですけど、成果ではかるといつたつて、成果だつて、厚生労働省が法律に書くわけではない、それぞれの企業がそれぞれの裁量ではかるものだ。一体、じゃ、何をもちつて規制違反があるというふうな判断できるんですか。教えてください。

○加藤国務大臣 これから具体的な業務については省令で決めさせていただくということは申し上げさせていただいておりますけれども、そうした省令を定めた形での業務に該当しているのか、あるいは年収要件が達しているか等々、高度プロフェッショナル制度の要件にのつとつてそれが行われているかどうか、さらには、年間百四日の休日の確保、あるいは健康管理時間の把握、あるいは長時間労働者に対する本人の申出によらない医師の面接指導の実施、こういった点等々があるわけでありまして、そういった点について、違反がなければ監督指導に入らないというか、監督指導に入つた段階でそうした違反があれば指導していく、こういうことになるわけでありまして。

○西村(智)委員 どの基準に対して違反があった場合に監督指導をするんですか。教えてくださ

○加藤国務大臣 要するに、今、先ほど申し上げたと思うんですが、書面等で同意を得た対象労働者を対象業務につかしているとか、あるいは健康管理時間の把握、百四日の休日の確保等々を要件としているわけでありまして、こうした要件を満たさない場合、この場合には正勧告等を行っていく、こういうことになるわけでありまして。

○西村(智)委員 ちよつとよくわからないんですが、違反があるということ監督に入つたときに見つけて、それで指導する、こういうことですか。だから、違反というのはどういう内容の違反のことをいうのか。

○加藤国務大臣 まず、もちろん、決議にのつとつて届出が行われるわけでありまして、その段階でももちろんチェックをするわけでありましてけれども、基本的には、それぞれの事業場に入つたときに、先ほど申し上げた点について違反のそういう事態があれば正勧告を行っていく、こういうことになるわけでありまして。

○西村(智)委員 何に対する違反でもつてそれは監督できるんですか。

○加藤国務大臣 ですから、例えば書面で同意を得た対象労働者を対象業務につかせているかどうか等々、先ほど申し上げた点について、その要件に該当しているかどうか、それが実際に行われているかどうか、それをチェックして、それがなされていない場合には正勧告を行っていく、こういうことであります。

○西村(智)委員 それが長時間労働の抑制のためになるんですか。

○加藤国務大臣 一つは、例えば、これから業務の決め方の中で、省令で、例えばその中で、時間等について規制をする、こういったことがないようになつていくことを決めていただくわけでありまして、仮に、今委員御指摘のように長時間労働をさせるといふようなことになれば、その要件には該当しない、こういうことになるわけでありまして。

○西村(智)委員 まあ何だか、これはまた後できつちりと議論し、詰めていかなきゃいけないことだと思ふんですが、私は、高度プロフェッショナル制度で、時間で管理しないんですよ。時間で管理しないんだから、何の違反があるのか、時間に関しては言えないはずですよ。言えないはずなんです。(発言する者あり)

○高鳥委員長 済みません。御静粛にお願いいたします。

○西村(智)委員 健康管理時間を確保するといつたつて、それは、把握しているか把握していないかだけの話ですよ。健康管理時間、二百時間までとしたつて、オーケーだったの。(発言する者あり)ああ、そうだ、上限なしなんです。そういう中で本当に長時間労働の是正なんてできるんですか。どうですか、大臣。もう一回答えてください。

○加藤国務大臣 ですから、先ほど申し上げたのは、業務について省令で決めるわけですから、その省令に違反する形で、例えば、時間に対して規制をし、長時間の勤務を命ずる、こういった場合には、当初の要件に該当しないということでは、是正指導の対象になるということをお願いしていただいているわけでありまして。

確かに、委員御指摘のように、時間のみだけで、これに対して、それをいいたか悪いか、そういう規定ぶりにはなつていないわけでありまして、けれども、今申し上げた点、それから今お話がありました、健康管理時間が百時間を超えれば医師の面接指導があり、そして、その場合に医師がその今、働き状況に対して指導をすれば、それに対してまた事業主が対応し、そしてその状況を医師に報告をし、それでも言ったとおりにならなければ、また衛生委員会に報告をする、こういう仕組みにもなつていくわけでありまして。

○西村(智)委員 百時間というのは過労死ラインですよ、十分な。そこに至るまで何も措置しないというのを今大臣はおっしゃった。その前に過労死されたらどうするんですか。大臣は本当に責

任をとれるんですか。私はもう一回大臣に考え直していただきたい。

十二人の労働者に話を聞いただけで、高度プロフェッショナル制度というアリの一穴を絶対にこの労基法の中につくつてはいけません。そのことを訴えて、質問を終わります。

○高鳥委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 きよう、私が質問したいことが幾つかあるので、しつかり答弁してもらいたいと思います。

まず最初に、ちよつと気になったのが、午前の高橋千鶴子委員の質問に対して、大臣は、健康確保措置というのか、今回の高プロの長時間労働による身体への影響について、医師が面接指導する、適切に対応する、こう答弁をし続けているんですけれども、大変気になったのは、百時間を超えて、医師がもうこれ以上働いたらまずいという話をすれば、この人は高プロから離脱することになるんですか。医師が外せと言つた場合に、それは使用者は外さなければいけないんですか。それとも、それを超えて働き続けさせることができるんですか。これを明確に、制度上どつちなのか、はつきり答えてください。(発言する者あり)

○高鳥委員長 時計をとめてください。

(速記中止)

○高鳥委員長 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 ですから、産業医なり医師が面接をし、その中で、その状況から見て、職務内容の変更、こういったことの指示があつた、そういう場合に、基本的には、事業者がその意見を聞いて、それに対して必要な措置を講じる、こういう流れになつていくわけでありまして、それと同時に、事業者がやつたかどうかについても、それを産業医にまた情報を提供していく。そして、措置状況を確認した産業医が労働者の健康確保に必要と認める場合には、これは事業者が報告を行い、また事業者が産業医の報告内容を衛生委員会に報告する、こういう仕組みの中で、そうした措

置について実効性を持たせる、こういう仕組みになつていくわけでありまして。

○岡本(充)委員 私が聞いているのは、使用者は、高プロから外さなければならぬ法的義務を負うんですか、これだけです。その仕組みは聞いていない。義務を負うのか負わないのか、そこだけ答えてください。

○加藤国務大臣 ですから、基本的に、事業者は産業医からのその措置に関しての意見を聞くというところになつていくわけでありまして、そして、その意見を踏まえて必要な措置を講じるということにはなつていくわけでありまして。

○岡本(充)委員 これは皆さん、御飯の話と一緒に聞くといい言葉は、聞こえてきたということの聞くですか。それとも、その言っていることにに対して行動をとる、言うことを聞くの聞くんですか。どつちですか。

○加藤国務大臣 キクの字は、聴という字を書いた聴くということと申し上げておりますが、基本的に、先ほど申した、意見を……(発言する者あり)いやいや、意見を聴く、聴いた上で、そして踏まえて必要な措置を講じる、こういうことになるわけでありまして。

ただ、そこから先について、今異論がありまして、そうしたことに、十分な対応がなければというところで、先ほど、最後、衛生委員会に対する報告までの仕組みを御説明をさせていただいたということでありまして。

○岡本(充)委員 その衛生委員会に、その医師は出席していますか。必ず出席していますか。(発言する者あり)

○高鳥委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高鳥委員長 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。(発言する者あり)御静粛に願います。

○加藤国務大臣 衛生委員会のメンバーには産業医が入っているわけでありまして。

○岡本(充)委員 産業医がいなくていいところがあるで

しょう。その医師は入っていないですよ。そんな
いいかげんな答弁しちやだめだよ。

小さい企業で高プロをやっていたら、意見を聞
く医師は外の医者でしょう。その医者は安全衛生
委員会に来ていないじゃないですか。虚偽の答弁
をしないでください。

その医師は安全衛生委員会に出ているのかと聞
いた、必ず出ているのかと。必ず出ているわけ
じゃないんですよ。それは認めてください。

○加藤国務大臣 ですから、先ほど私は産業医
と、これは五十人以上の事業場ということであり
ますけれども、そういった場合には、産業医は衛
生委員会のメンバーには入っているということ
を申し上げたわけでありまして。

○岡本(充)委員 わかつて答弁しているよ。

私は、その面接指導した医師は、全員必ずその
企業の安全衛生委員会に出ているのかと聞いてい
るんです。産業医とは聞いていません。医師はと
聞いているんです、わざわざ。(発言する者あり)

○高島委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高島委員長 速記を起してください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 必須、必ず出席する、メンバ
ーになるということにはなっていない。ただ、衛生
委員会によって、もちろん入っている場合もある
うと思います。

○岡本(充)委員 最初からそう答えてください
よ。

つまり、これが安全弁だと言っている、衛生委
員会に報告することをあたかも安全弁かのように
言っているけれども、面接指導した医者はそこに
いない可能性があるんですよ。どこがこれで安全
衛生委員会とめられるんですか。そんな、とめ
られないじゃないですか。

もう一つ聞きたい。

大臣、ちよつと聞いていますか。百時間を超え
てまだ働いている。そのときは元気だったかもし
れない。その労働者が、二百時間、三百時間と

なつてきた。この場合、新たに医師と面接指導す
る義務は使用者にかけられていますか、条文上。
どうですか。

○加藤国務大臣 基本的には、月ごとに、百時間
を超えた場合には、本人の申出なく面接指導を受
けるということになるわけで、あるいは面接指導
をする。

○岡本(充)委員 百を超えて、百のときは元気
だった、十日目で百に到達しました、それ以降も
ずっと働いています、二十日目に二百、三十日目
にととうとう三百になりました。二百、三百のとき
には、全然これは面接指導する必要はないです
ね。

○加藤国務大臣 これは、ここで求められている
のは百時間を超えた段階でということでありま
すから、今おっしゃるようなケースの場合には、義
務として事業主には課せられている、ただ、少な
くとも、百時間を超えた段階では、本人の申出な
くそれを受けるといことになるわけであります
し、また、当然、その際には、その人の働き方
を見ながら、必要な措置について、事業者に対し
てこれを伝えていくということになるわけでありま
す。

○岡本(充)委員 国民の皆さんに聞いてもらえ
ばわかる話です。

大変長い労働時間、これは、労働時間と労災、
過労死は因果関係がありますね。衛生部長、因果
関係はありますか。あるか、ないか。

○田中政府参考人 過重労働、過労死……(岡本
(充)委員「長時間労働と過労死」と呼ぶ)長時間労働に
つづきましては、過重な長時間労働に基づいて、
それが原因となつて発症した脳・心臓疾患につ
いては、職業病リストという形で入っております
して、因果関係が認められる場合があるというこ
とでございます。

○岡本(充)委員 時間が長くなればなるほど体へ
の負荷が大きくなる、これは事実ですよ。部
長、それだけ答えてください。

○田中政府参考人 業務の内容、質にもよります

けれども、一般的に、長時間の労働が継続すれば
身体に対して負担がかかるということでございます
す。

○岡本(充)委員 つまり、百時間のときに元気
だった人でも、二百時間、三百時間になったらわ
からなくなるんですよ。そのときになつて、で
も、そのときにはないんですよ、医師の面接指導
は、これはいろいろな問題があると思いますよ。
ただ、ちよつとその前に、せつかくきよう、修
正案もちよつと聞くと言っています。ここだけは
聞いておきたい。

不利益取扱いはなされないんですか、撤回を申
し出たときに。私は高プロは嫌だ、もうこれは
やつていられないと言つたときに、不利益取扱
いをしたらどういふことになりますか。

○橋本委員 御質問ありがとうございます。
今回私どもが御提案をしております修正案で
は、高度プロフェッショナル制度の労使委員会の
決議事項に、同意の撤回に関する手続を法定する
ということにしております。これによりまして、
半数以上の労働者で構成する労使委員会の五分の
四以上の多数による議決で同意の撤回に関する手
続を定めなければ、高度プロフェッショナル制度
は導入できないということになります。

御指摘の点につきましてですけれども、今回の
高度プロフェッショナル制度におきましては、厚
生労働省において、対象労働者の適正な労働条件
を確保するため、労使委員会の決議事項に関する
指針を策定するということになつて、そのための
根拠規定がございます。

今、同意を撤回した場合における、どうなるの
かということ、そのときの不利益取扱いの禁止
につきましては、この指針に位置づけられるもの
と理解をしております。

もともと、同意の撤回ということについては、
政府案の新労基法第四十一条の二に明文がなく
ても同意の撤回は解釈上認められるということに
ついて、先日ここでも質疑がございましたが、その
とき、その旨は、撤回した労働者に不利益取扱

をしてはならないこととあわせ、指針において明
らかにする予定であるということで、これは私ど
もが自民党の中の議論の中におきまして、このこ
とは厚労部会長として厚労省に確認をし、そうし
たことを聞いた上で、こうしたことを答弁申し上
げております。

必要であれば、これは厚生労働省において、そ
の指針におけることについて御確認をいただけれ
ばと思いますけれども、同意を撤回した労働者に
不利益取扱いはしてはならないという旨が指針に
書かれるという点は、今回、私どもの修正をした
後でも維持をされるというふうに理解をしており
ます。

以上です。
○岡本(充)委員 ちゃんと書いておかなきゃだめ
ですよ、それは。不利益取扱いの禁止がなければ、
労働者は申し出られないよ。

申しわけないけれども、これでは労働者の意思
で撤回することは難しいと言わざるを得ないで
すよ。

ちよつと視点を改めて、高プロの問題点、もう
少し指摘したいです。

ちなみに、高度プロフェッショナル制度で働く
労働者は、使用者との間に使用従属関係はあるん
ですか。大臣、答えてください。

○加藤国務大臣 使用従属という言葉が、ちよつ
とあれかわかりませんが、当然、雇用契約を結ぶ
わけですから、それに基づき義務はあるわけであ
ります。

○岡本(充)委員 この関係がある以上は、賃金は
当然支払われる。これは現金で支払われる。この点
は、労働基準法上のこれまでの制度が維持され
る、この理解でいいですか。

○加藤国務大臣 たしか、賃金は現金で支払う、
そういう形になつていて、そういう規定ぶりにな
つていたということでありまして、当然、高
プロであっても、賃金として支払われるものは現
金で支払われる、こういうことになるわけです。

○岡本(充)委員 高プロで働く労働者も、使用者

の指揮命令のもとで働く、そして、報酬を得て、賃金を受け取る、こういう労働者である、この理解でいいですか。

○加藤国務大臣 もう委員、ある種の前提を置いてお話しになっていきますから。当然、高プロとしての要件を満たせば、一定の労働時間については外れますけれども、それを除けば、今おっしゃる通りであります。

○岡本充委員 そこで、聞きたいんです。

これまで、時間に対して賃金というものを現金で払う、前にも聞きました。今度は成果で賃金が決まるんですか。どうなんですか。それとも成果で、成果が出たとしても、これは賃金で払わなくてもいいんですかね。確認をしたいです。高プロの労働者が頑張って成果を出しました。出した結果で得られるその対価は、お金に限らない、処遇でいい、ここを確認させていただき。

○加藤国務大臣 ちょっといろいろなことがまざってお話しになっているので。

まず一つは、業務については、性質上従事した時間と、従事して、成果との関連性が通常高くないと認められるもので省令で決めるもの、こういうふうな業務の規定はなっているわけであります。

それから、年収要件としては、平均的な給与の三倍、これを支払われる見込みの額としてなっているということでありますから、それは、少なくとも賃金として支払うという意味において、当然、現金で支払われる、賃金ということですから、当然、現金として支払われることになる、こういうことです。

○岡本充委員 これまで、時間が長くなれば時間に比例して賃金がふえていくんですよ。今度は、成果が出てきたことに對して評価をする仕組みですね。この評価というのは、つまり、これまで、時間が長くなったら、時間が長いことを評価として賃金につながったんです。

今回、例えばもっと成果が出てきた場合には、当初の一千七十五万と想定していたものよりも大

きな成果を得たときに、これを、成果をお金で評価をせずに、処遇、例えば役職なり何かで評価をすることが許される、こういう制度ですね、一千七十五万を超えていれば。

○加藤国務大臣 ですから、まず、前提とした一千七十五という数字を便宜的に使わせていただきますが、それは少なくとも支払われる見込みということですから、成果があつてもなくても、それは払っていたかなければなりません。

それを超える金額については、どういうふうにするかはまさに契約の問題でありますから、今委員おっしゃるように、それを超えた金額で、ある種の成果があつて、それに対して上増しをすることを賃金として支払うというのであれば現金ということになるんだらうと思いますし、それ以外のケースであれば、またそれに応じた対応ということになるかと思ひます。

○岡本充委員 それはこれまでの労働基準法の考え方を大きく変えるんじゃないですか。

つまり、時間が倍になれば賃金が倍になる、割増し賃金を除いて。わかりやすく言います。成果が大きく伸びれば、ベースメントの一千七十五という話をしました、それを超えて成果が出てきた場合には、要するに、労働者というのは、使用者の指揮命令のもとで働いてその報酬、拘束された時間に対しての対価として報酬を賃金で得ていた、こういう概念でしょう。今度は、先ほどの話で、時間ではなくて成果で報酬が決まってくる、こういう仕組みになるんじゃないんですか。

そうだとすると、今の話で、これまで、労働の対価が賃金でなければならなかったという概念を、変えることになるんじゃないですか。そこはどうなんですか、大臣。

○加藤国務大臣 ですから……(発言する者あり) ○高島委員長 御静粛にお願いします。

○加藤国務大臣 ですから、その一千七十五万、これはきちんと賃金として支払う、そして現金でなければならぬ。しかし、そこからそれを超えたものについて、どういうふうな取決めをされて

いるのか、それはそれぞれの労働者との契約の自由ということになるわけでありますから、それについて、それを超える金額について、何かとの関係でふやしていくということを決められるのであれば、そしてそれを賃金として支払うということを決めているのなら、それはそれに応じて賃金でお支払いになるということになるわけであります。そうでなければ、また違うやり方があるんだらうと思ひます。

○岡本充委員 違う。ちよつと大臣、聞いてください。

要するに、決められた給料を超えて、今の働き方であれば、残業すれば、それは賃金なんです、お金で出るんです。いいですか、決められた時間を超えて。成果は、決められたものを超えて成果を出してきた場合には、今回、お金でない支払い方が可能になりますね。これは前の答弁で確認しました。

したがって、これまでの労働基準法が決めてきた、契約をした分を上回るものに対して、今どうですか、じゃ、契約をしたものを上回る、長時間働いたものを賃金、お金以外で支払うことを許していますか。

○加藤国務大臣 今はという中で、今はとおっしゃるのは、通常の労働者であれば、法定労働時間を超えれば、時間外として、当然、決めた金額を払わなければなりません。

しかし、それを超えて、違う形のものを、例えば成果給とする、成果給とするとあれですけれども、成果給とする場合もあるし福利厚生等のメリットを与える場合もあるし、それはいろいろなものがあるんだらう。しかし、時間の場合には、少なくとも決められた時間外や深夜料金、これを払わなければならぬ、それはそのとおりであります。

○岡本充委員 悪いですけども、ちよつと答弁が、申しわけないけれどもかみ合っていないと思ひます。大変申しわけないけれども、時間を超えたら、

これは当然お金で払うんですよ、今。そうでしょう。だつて、決められた法定時間より長く働いていますから、福利厚生で払うことはできないでしょう。これは現金で払うんですよ。

今回、高プロは、それを超えたところを物で払うこと若しくは処遇で対処することを認めるということとは、これまでの労働基準法の概念を変えるんじゃないかと聞いているんです。

○加藤国務大臣 多分、今委員のおっしゃった、それをというところがポイントなんだと思ひますね。だから、通常の場合は、決まった時間、法定の例えば週四十時間、それを超えればそれに応じて時間外等々を払っていくことになるわけであります。

今回の場合は、先ほど申し上げたように、高度プロフェッショナル制度の場合には、要件を満たしていればそういった時間の規制ということにはつながらないわけでありますが、ただ、その一千七十五という満ちた上で、それを超えて何がしかの契約といひますか、それを雇用者と結んで、それが実現すれば、それは時間という意味じゃなくてある種の成果として実現すれば、それに対して何らか、賃金として払うということであれば、それは現金でなければならぬ、そういうことを先ほどから申し上げているわけです。

○岡本充委員 申しわけないけれども、大臣、これは重要なポイントですよ。これまで、お金じゃなければならなかった。対価はお金でしよう、労働者は。そういう意味で、今回それを超えるものが出てきたときにどうなるのか、これは重要な論点です。これはぜひ、まだ詰めなければいけない課題ですけれども、ちよつと時間がありませんので、きょうの質疑でもう一つ、どうしても聞きたい。

私のきょう配った資料の四ページ目、交代制勤務はどういう人間への影響を及ぼすのか。これはいろいろところで研究結果が出ています。

これは労働者健康安全機構の中にある資料でありましたけれども、交代制勤務は人に対して恐ら

く発がん性がある八十一種類の一つになる、こういう概念を指摘をしています。この中には、アクリルアミドとかシスプラチン、テトラクロロエチレン、シスプラチンというのは抗がん剤ですよ。テトラクロロエチレンも、第二類物質として労働安全衛生法の中で特別有機溶剤に入っています。

こういうものと同等の発がん性のあるこういう行為、この間も聞きましたけれども、夜働くことは体に影響がある、いろいろな論文がありますね。ちよつと、事務方から。

○田中政府参考人 医学的な観点から、交代制、夜勤の労働者の身体に与える研究というものはさまざまなものがございいます。交代制、夜勤と特定の疾病との因果関係について、どのような因果関係があるのかについて研究を、これは国内外さまざまなものがございいます。

ただ、さまざまな研究がございいますけれども、特定の疾病との関係で因果関係がありとするもの、ないとするもの、両方の調査結果がありまして、さらに、さまざまな、その他の交絡要因と言われるものが絡む関係で、交代勤務や夜勤だけを取り出した形で因果関係について明確な結論は得られていないと考えております。

○岡本(充)委員 だけれども、こういう研究結果があつて、次のページを見てください、交代勤務でどういふことがあるのか。いろいろな国が対応をとっているんですよ。

ちなみに、日本としては、概日リズムを乱す交代勤務は、どのような評価をしているんですか。

○田中政府参考人 二〇〇七年に国際がん研究機関が、交代制の仕事、人に対して恐らく発がん性のあるものに分類をしております。

我が国においては、夜間勤務あるいは交代勤務と発がん性との関連についての明確な知見があるわけではございませんが、こうした海外の研究や海外の政府、研究機関の対応を踏まえて、我が国としても、平成二十七年から、労働安全衛生総合研究所において、そうした知見の収集、

文献の収集、精査等を行っております。現在、そういう情報収集を行っているところでございいます。

○岡本(充)委員 もうそろそろこれは結果を出さなきゃいけないんじゃないですか。

これは、いろいろな国が、そしてまたいろいろな研究が発がん性があるということを目指して、先ほど言つたように、大量に浴びたら死に至るようなもの、抗がん剤もそうですよ、こういうものと同列に扱っているんですよ。これはやはり労働者から守るべき、本来は、体内のリズムを乱すような働き方を防ぐような方向に持っていかなきゃいけない、そういう認識はないんですか。いろいろな国が対策をとっているんじゃないですか。

○田中政府参考人 厚生労働省といたしましては、交代勤務や夜勤が労働者の身体に何らかの悪影響を及ぼす可能性があるというふう認識しており、既に、そういった認識に基づいて、深夜労働の割増し賃金や、深夜業に従事する労働者の健康管理についてさまざまな仕組みを構築してきたところでございます。

今回の法案でも、労働時間等の設定改善法を改正し、労働時間等の設定の中に勤務間インターバルや深夜業の回数を明記した上で、これらの事項の改善に関して労使の自主的な取組を促すことといたしております。

○岡本(充)委員 高プロはこれを全部外すんですよ。何のために割増し賃金を払ってきたのか。何のためにこうした取組をしてきたのか。これは全く真逆じゃないですか。夜でも昼でも好きなときに働いてください、自己責任ですと。発がん物質と同じだけのリスクを指摘されていることを、今回、労働者から外すんですよ。ここに書いてあるように、こうした、例えば今お話をした物質はいろいろな業種で使われている。例えばクリーニンや美容、理容などで使われているこういう物質は、直接手で触れないように、労働者を守っているんじゃないですか。しかし、今回、それを全

く真逆にやるわけですよ。これはとんでもない話だと思ひますよ。

私は、きょうの時間は限られていますから、もう少し聞きたいことがある。それは、データの数字の話です。

これまでも累次にわたつて質問をしてきましたが、いまだに出てこない。本当に、厚生労働省がデータの中のエッジングをやつた、その結果として出てきたこの新しい数字は、前の数字と比べて統計学的に意味があるのかないのか。

これは、私のきょうの資料の二ページ目と三ページ目につけました。この資料自体、きょう出てきた数字によつて、新たに午前中出されたこの数字によつて変わったんですよ。けさ私に渡されたこの数字、六件外したというこの数字によつて、この数値はどのように変わったんですか。変わった数字を教えてください。

○山越政府参考人 御質問をいただいているのは、クロス集計……(岡本(充)委員「この二ページ目と三ページ目」と呼ぶ)済みません。御指摘のクロス集計表でございいますけれども、これは、労働政策審議会に提出した資料のうちで、労働時間等総合実態調査を用いて作成いたしました資料を精査後の数値に更新するというお求めがあつたものでございいます。

精査前と精査後において数値の変化が見られましたけれども、これは、そもそも千時間を超える特別条項を締結している事業場のサンプル数が四十八事業場として少ないわけではございまして、もともと少なかつたわけで、精査によりサンプル数が二十二事業場と少なくなり、かつ、特定の業種、事業場規模において復元倍率が高まつたこともあり、更に影響を受けやすかつたということの結果だというふうに承知をしております。

○岡本(充)委員 きょうの朝の理事会で出てきた数字でこれはどう変わったか。私の数字は、きのうまでのデータでこれは出したんですよ。きょうの時点で、これは間違つた数字になつちやつた

じゃないですか。正しい数字はどこがどう変わったのか、ちゃんと教えてください。(発言する者あり)

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

田畑政務官。

○田畑大臣政務官 お答えを申し上げます。

朝お渡しした資料とその前の資料の変化のところは、平均時間のところが、朝お渡ししたのは八百八十八・二〇分ということで、一分変化しております。

○岡本(充)委員 それ以外の数字は一切変わっていないんですか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

田畑政務官。

○田畑大臣政務官 お答え申し上げます。

一千時間超のクロスのところの平均の合計の上の段ですね、四百二十九・三〇が、前回お渡ししたのは四百二十九・三二ということでございます。(岡本(充)委員「あと」と呼ぶ)それ以外は、この表では変わってございません。

○岡本(充)委員 ちよつと待つてください。このそれぞれの升が変わらないのに、最後の答えだけ変わるわけじゃないですか。それぞれの升のずつと、〇・三、三十四・四、四・三、二十六・三、こう書いてあるのがどこか変わらなきや、最後の数字が変わるはずがないですよ。途中のクロスのどこが変わつたんですか。(発言する者あり)

○高島委員長 時計をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

田畑政務官。

○田畑大臣政務官 失礼しました。しっかりと答えを申し上げます。

クロス表の三百六十時間超四百時間以下の合

計、平均の一番右端の方から申し上げます。
表示は二百九十七・四八でございますが、これは変わっております。

下段が、先生の資料ですと二百二・三四分となっておりますが、こちらが二百二・三三分でございます。

その次の三段目は、二百七十九・二九分は変わりません。(岡本(充)委員「三百三十三・〇四」と呼び、その他発言する者あり)

○高鳥委員長 御静粛にお願いします。

○田畑大臣政務官 済みません。三百三十三・〇四のところは三百三十三・三〇でございます。

○岡本(充)委員 この前のそれぞれのこの数字、それぞれの三百六十時間以下のところで百時間以下、法定外時間の実績の百時間以下のところのこの数字は全部どうなつたんですか。これが変わらなければ平均が変わらないでしょう。どういふうに変わったんですか。(発言する者あり)

○高鳥委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高鳥委員長 速記を起してください。(発言する者あり)御静粛にお願いいたします。

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 まず、合計のところでも申し上げますと、これは、前回、六を削除する前は、読み上げさせていただきますと、二十五・二、七・四、八・八、八・七、五・七、六・九となつております。(発言する者あり)

○高鳥委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高鳥委員長 速記を起してください。

田畑政務官。

○田畑大臣政務官 済みません。改めて申し上げますが、岡本先生、朝の理事会でその訂正後の資料はお渡しをしていると思います、ペーパーですね。

もし改めてこの場で申し上げるということでしたら、御指定の箇所をちょっと改めておっしゃっていただいて、数字を読み上げたいと存じます。

ますが。
○岡本(充)委員 このクロス表で、どこがどういふふうに変つたんですかと聞いているんです。(発言する者あり)

○高鳥委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高鳥委員長 速記を起してください。

田畑政務官。

○田畑大臣政務官 申しわけございません。改めて、ちよつと済みません、それを受けて、私も目下今確認をしているところでございますが、先ほど私、申し上げました右の平均の四力所が変化をしておりますが、ちよつと、クロス表でありますから、極めて冷静に確認をしなければいけないと思いますが、基本的にはその四力所でございます。(発言する者あり)

○高鳥委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高鳥委員長 速記を起してください。

田畑政務官。

○田畑大臣政務官 済みません、改めますが、先ほども申しました四力所ですね、平均時間の四力所が変化をしているところでございまして、あとは変わつてございません。

○岡本(充)委員 ちよつと、じゃ、四力所以外で変化しているところ、私指摘しましょうか。

○高鳥委員長 岡本充功君に申し上げます。

申合せの時間が経過をしております。御協力を願ひいたします。

○岡本(充)委員 ちよつと、これ、重要です。ちよつと待つて。委員長、ちよつと、委員長、聞いて。一番右のこの四力所が變つたら、一番上の二百九十三・三二も絶対變つていますよ。それが變つてないはずなんです。四力所しか變つてないなんて言えるんですか。一番上、絶対變つていないよ。国会の議事録にも残っているよ。五力所變つてなきやおかしいよ。ちゃんと答弁してくださいよ。

○高鳥委員長 既に持ち時間が経過しております。

す。
田畑政務官。

○田畑大臣政務官 改めてお答えを申し上げますが、その四力所の時間を変化をしているところでございます。

○岡本(充)委員 合計變つていないでしよう、合計が。合計變つていないでしよう。

○田畑大臣政務官 改めてお答え申し上げます。

上段の合計は變つてございません。二百九十三・三二でございます。

その後、改めて再答弁申し上げますが、四百時間超五百時間以下の欄のところ、先生のお手元の資料では二〇二・三四分でございますが、二〇二・三三分でございます。一段下がりまして、六百時間超八百時間以下、こちらが、お手元の資料では三百三十三・〇四が、三百三十三・三〇でございます。その後、八百時間超千時間以下につきましては、四百二十九・三一が四百二十九・三〇でありまして、最後、千時間超でございますが、八百八十八・二一分が八百八十八・二〇分ということでございます。以上でございます。

○高鳥委員長 岡本充功君、既に持ち時間が経過しておりますので、質疑を終了してください。

○岡本(充)委員 何で、だって、半分を占める、四三%も占める六百時間超八百時間以下が三十分近く延びているんだよ。

○高鳥委員長 既に持ち時間が経過をいたしております。質疑を終了してください。

○岡本(充)委員 三十分近く延びているのに何で合計が變つていないのか、ここ、ちゃんと説明してくださいよ。一番上が變つていない理由がわからない。ちゃんと説明してください、政務官。

○高鳥委員長 既に持ち時間が終了いたしました。

加藤厚生労働大臣。
○加藤国務大臣 じゃ、最後、簡単に申し上げますが、今政務官から申し上げた四つの数字ですね、全体から見下した四つの数字が違つています。

例えば四百時間から五百時間以下とか四つ申し上げましたが、それについては、今回お出ししたデータとこの直前に出させていたデータ、今委員のお手元にあるデータ、これが最終的に出したやつとの前のやつでございます、私たちが出したデータで、要するに、ふえているものと減つていないものがあるわけですから、平均が同じになつても別におかしくないということでありまして。

○高鳥委員長 岡本充功君、既に質疑時間が終了しております。質疑を終了してください。(岡本(充)委員「数が變つていっているんですよ。何事業所調べたかという数が變つたんですよ、サンプルが」と呼ぶ)質疑を終了してください。(岡本(充)委員「だから、何事業所調べたかという分母が變れば、当然数字は變つてくるでしょう。足し算した数が變つてきたのかどうか、それを聞いているんですよ」と呼ぶ)既に持ち時間が経過しておりますので、質疑を終了してください。

(岡本(充)委員「委員長、ちよつと混乱しているから。ちゃんと答えてください。じゃ、こちらのセルの中の数字はどが變つたのか。七十・二、二十五・二という一番上の数字からずつと、變つたものを政務官、答えてください」と呼ぶ)既に質疑時間が経過をいたしております。

岡本充功君の質疑はこれで終了いたしました。以上で内閣提出法案及び修正案の質疑を終局することに賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者あり)

(賛成者起立)

○高鳥委員長 起立多数。よつて、そのように決しました。

討論の申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出の……(発言する者、離席する者多く、聴取不能)修正案の採決に……(聴取不能)賛成の諸君の起立を……(聴取不能)修正部分を除く……(聴取不能)採決を求めます。起立多数。よつて……(聴取不能)採決に……(聴取不能)起立を求めます……(聴取不能)橋本岳君。橋本岳君。

○橋本委員 私は、自由民主党、公明党及び日本維新の会を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 働き過ぎによる過労死等を防止するため、労働基準監督署による違法な長時間労働に対する指導監督を徹底すること。また、時間外労働の原則は、月四十五時間、年三百六十時間までとされていることを踏まえ、労使で協定を締結して臨時的にこの原則を超えて労働する場合についても、できる限り時間外労働が短く、また、休日労働が抑制されるよう、指針に基づく助言及び指導を適切に行うこと。

二 時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後五年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

三 労働基準監督署においては、重大・悪質な法令違反について厳正に対処するとともに、労働基準関係法令が十分に理解されていないことに伴う法令違反も多数存在していること等を踏まえ、事業主に対する法令の一層の周知に取り組むとともに、丁寧な助言指導等を行うことにより、事業主の理解の下、自主的な法令遵守が進むよう努めること。

四 中小企業・小規模事業者における働き方改

革の確実な推進を図る観点から、その多様な労働実態や人材確保の状況、取引の実情その他の事情を早急に把握するとともに、その結果を踏まえて、長時間労働の是正や非正規雇用労働者の待遇改善に向けた賃金・設備投資・資金の手当てを支援するため、予算・税制・金融を含めた支援措置の拡充に向けた検討に努め、規模や業態に応じたきめ細かな対策を講ずること。併せて、新設される規定に基づき、下請企業等に対して著しく短い納期の設定や発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底すること。

五 地域の実情に即した働き方改革を進めるため、新設される規定に基づき、地方公共団体、中小企業団体をはじめとする使用者団体、労働者団体その他の関係者を構成員として設置される協議会その他のこれらの者の間の連携体制の効果的な運用を図ること。その際、いわゆる「地方版政労使会議」など、各地域で積み上げてきた行政と労使の連携の枠組を活用し、働き方改革の実が上がるよう、努めること。

六 医師の働き方改革については、応召義務等の特殊性を踏まえ、長時間労働等の勤務実態を十分考慮しつつ、地域における医療提供体制全体の在り方に対する視点も大切にしながら検討を進めること。

七 勤務時間インターバルは、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要であり、好事例の普及や労務管理に係るコンサルティングの実施等により、各事業場の実情に応じた形で導入が進むよう、その環境整備に努めること。

八 裁量労働制の労働者や管理監督者を含め、全ての労働者の健康確保が適切に行われるよう、労働時間の状況の確かな把握、長時間労働者に対する医師による面接指導及びその結果を踏まえた適切な措置が円滑かつ着実に実施されるようにするとともに、小規模事業場

における産業保健機能の強化を図るための検討を行い、必要な措置を講ずること。

九 高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の健康確保を図るため、労働基準監督署は、使用者に対して、働く時間帯の選択や時間配分に関する対象労働者の裁量を失わせられないような過大な業務を課した場合や、新設される規定に基づき対象労働者が同意を撤回した場合には制度が適用されないことを徹底するとともに、法定の健康確保措置の確実な実施に向けた指導監督を適切に行うこと。また、改正法施行後、速やかに制度運用の実態把握を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十 裁量労働制について、労働時間の状況や労使委員会の運用状況等、現行制度の施行状況をしっかりと把握した上で、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等について、労働政策審議会において検討を行い、その結論に応じて所要の措置を講ずること。

十一 管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとする。

十二 今回のパートタイム労働法等の改正は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものであるということを、中小企業・小規模事業者や非正規雇用労働者の理解を得るよう、丁寧に周知・説明を行うこと。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○高鳥委員長 ……(聴取不能)賛成の諸君の起立を求めます……(聴取不能)

○加藤国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいります。

○高鳥委員長 お諮りいたします。
ただいま……(聴取不能)賛成の諸君の起立を求めます。起立多数。よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十四分散会

平成三十年七月二日印刷

平成三十年七月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A